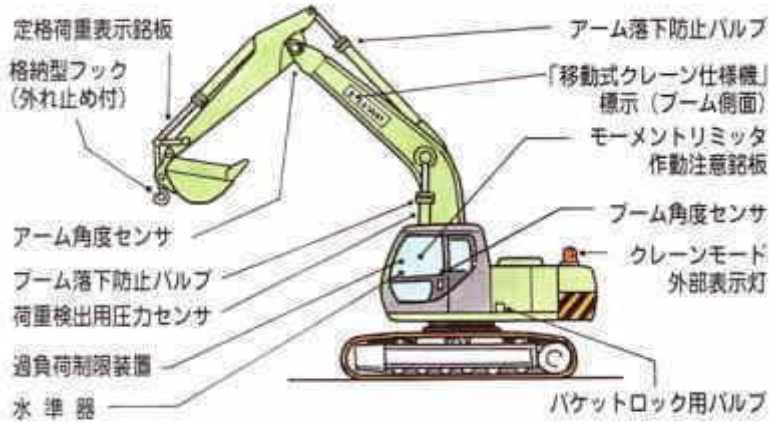


クレーン機能を備えた車両系建設機械とは

クレーン機能を備えた車両系建設機械とは、油圧ショベル(ドラグ・ショベル)等の車両系建設機械に、荷をつり上げるためのフック及び安全装置等を取り付けることにより、荷のつり上げ、運搬を行うことができるクレーン機能を備えたものです。

この機械を用いたクレーン作業は、労働安全衛生規則第164条に規定される車両系建設機械の「用途外使用」には該当せず、移動式クレーンとして扱われます。

クレーン機能を備えた車両系建設機械には、クレーン作業を安全にするため、JCA規格((社)日本クレーン協会規格)に適合した過負荷制限装置をはじめ、各種の安全装置が備えられています。



油圧ショベルによる労働災害と法令等の経緯

用途外使用の禁止

当初、車両系建設機械による荷のつり上げ作業は、災害が多いことから、一定の要件を満たした場合の土止め支保工の組立等の作業を除き、用途外使用として禁止されていた。



用途外使用の制限の緩和

建設作業現場等における実状と災害を背景に、平成4年に用途外使用の制限が緩和され、作業の性質上やむを得ない等の特定条件下では、アーム、バケット等の作業装置につり上げ用具を取付け、安全措置を講ずる等により、荷のつり上げが認められるようになった。

<特定の条件下とは>

作業場所が狭く、移動式クレーンを搬入して作業すると作業場所が錯綜し、危険が増すと考えられる場合



ところが、この緩和措置の拡大解釈もあり、油圧ショベルによるつり荷作業に伴う災害が多発するようになりました。



JCA規格「油圧ショベル兼用屈曲ジブ式移動式クレーンの過負荷制限装置」の制定

この状況をふまえ、(社)日本クレーン協会において、平成10年にJCA規格が制定され、つり上げ荷重が3t未満の油圧ショベル兼用屈曲ジブ式移動式クレーンに装備する過負荷制限装置について、その機能・構造・性能等が規定された。



事務連絡「クレーン機能を備えた車両系建設機械」の取扱いについて

平成12年に労働省(現厚生労働省)労働基準局安全衛生部安全課長より事務連絡として、クレーン機能を備えた油圧ショベル等の車両系建設機械の法令上の位置付け、クレーン作業、資格関係等について示された。[具体的事項は別添参照](#)

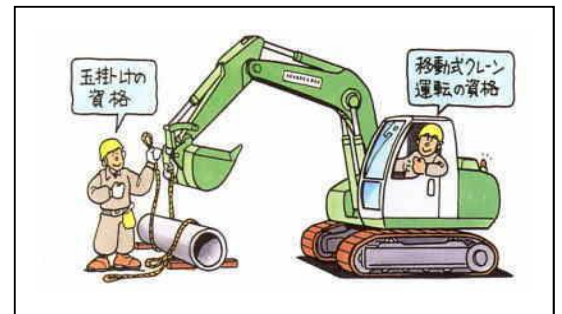
以上のような法令等の経緯を経っていますが、油圧ショベルによるつり荷作業では、まだ多くの労働災害が発生しています。



クレーン作業に必要な資格

クレーン機能付き車両系建設機械を用いてクレーン作業を行う場合は、移動式クレーンと同様、当該機械のつり上げ荷重に応じた運転の資格が必要です。また、玉掛け作業についても玉掛けの資格が必要です。

作業内容	当該機械のつり上げ荷重	必要な資格
運転の業務	5t以上	移動式クレーン運転士
	1t以上5t未満	移動式クレーン運転士 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	0.5t以上1t未満	移動式クレーン運転士 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 移動式クレーン特別教育修了者
玉掛けの業務	1t以上	玉掛け技能講習修了者
	0.5t以上1t未満	玉掛け技能講習修了者 玉掛け特別教育修了者



平成 12 年2 月28 日

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて

標記については、建設機械の多機能化に伴い、ドラグショベル等の車両系建設機械にクレーン機能（荷をつり上げるためのフック及び安全装置等を取り付けることにより荷のつり上げ、運搬を行うことができる機能をいう。）を備えたものが開発され、作業現場に導入されているところであるが、当該機械に係る労働安全衛生関係法令の適用等の取扱いについては下記のとおりであるので了知されたい。

記

1 法令上の位置づけについて

- (1) 当該機械は、「荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬すること（以下「クレーン作業」という。）」を目的とした機械装置と認められるものであり、労働安全衛生法施行令第1条第8号に掲げる移動式クレーンに該当すること。したがって、労働安全衛生関係法令の車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されるものであること。
- (2) 当該機械に係る構造要件については、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格（労働安全衛生法施行令第12条第4号に掲げる移動式クレーン及び同令第13条第26号に掲げる移動式クレーンに限る。）の両方が適用されるものであること。

2 当該機械を用いたクレーン作業について

- (1) 当該機械を用いたクレーン作業は、労働安全衛生規則第164条に規定する「車両系建設機械の主たる用途以外の用途」での使用には該当しないこと。
なお、クレーン機能を備えない車両系建設機械を使用する場合であつて、作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なときに、車両系建設機械にフック等のつり上げ用の器具を取り付けて行う荷のつり上げの作業は、「主たる用途以外の用途」での使用に該当することは従来と同様であること。
- (2) 移動式クレーン構造規格に規定する安全装置等について、切替えスイッチによりその機能を有効にするものについては、クレーン作業に際しては、必ず安全装置等を有効な状態で使用しなければならないものであること。

3 資格関係について

- (1) 当該機械を用いてクレーン作業を行う場合は、当該機械のつり上げ荷重に応じ、当該機械の運転の業務については、移動式クレーン運転士免許を受けた者、小型移動式クレーン運転技能講習の修了者又は移動式クレーンの運転の業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が、玉掛けの業務については、玉掛け技能講習の修了者又は玉掛けの業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が行うことが必要であること。
- (2) 当該機械を用いて車両系建設機械の用途で作業を行う場合は、その用途及び機体重量に応じ、車両系建設機械運転技能講習の修了者又は車両系建設機械の運転の業務に関する安全のための特別の教育を受けた者が行うことが必要であること。
- (3) 当該機械の走行（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上を除く）に係る業務を行う場合は、車両系建設機械又は移動式クレーンの運転に係るいずれか所定の資格を有する者が行うことが必要であること。

以上